

農業用施設等情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南種子町内の使用されていない農業用施設等についての情報の一元化及び当該施設の利活用を図るため、当該情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用施設等 農業を営むために必要な建物、ビニールハウス、樹園地（果樹・枝物・葉物等）、農業用設備、農業用機械等をいう。
- (2) 所有者等 当該農業用施設等に係る所有権その他の権利により、当該農業用施設等の売買、賃貸借、使用貸借及び譲渡（以下「売買等」という。）を行うことのできる者をいう。
- (3) 南種子町農業用施設等情報バンク制度 所有者等から町に提供された売買等を希望する農業用施設等の情報を台帳に登録し、町のホームページへの掲載その他の方法により公表するとともに、町内で農業を営むことを目的に当該農業用施設等の利活用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、必要な情報提供及び連絡調整を行う制度という。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、南種子町農業用施設等情報バンク制度（以下「施設バンク」という。）以外による農業用施設等の取引を妨げるものではない。

- 2 町は、施設バンクによる情報の紹介及び必要な連絡調整を行うものとし、所有者等と利用希望者との間で行われる農業用施設等の売買等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。

(登録)

第4条 施設バンクに農業用施設等に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、農業用施設等情報バンク登録カード（別記様式第1号。以下「登録カード」という。）に、同意書兼誓約書（別記様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、農業用施設等情報バンク登録台帳（別記様式第3号）に登録するものとし、適当でないと認めたときは、農業用施設等情報バンク不登録通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する。

3 町長は、前項の規定による登録をしていない農業用施設等で、施設バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録の取消し)

第5条 町長は、施設バンクに登録された農業用施設等の所有者等（以下「物件登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該農業用施設等の登録を抹消するとともに、農業用施設等情報バンク登録取消通知書（別記様式第5号）により物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該農業用施設等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 当該農業用施設等が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (3) 当該農業用施設等の物件登録者から、農業用施設等情報バンク登録取消届出書（別記様式第6号）の提出があったとき。
- (4) その他登録台帳に登録されていることが不適当と町長が認めたとき。

(情報の公表)

第6条 町長は、必要に応じて、物件登録者により登録された必要な情報の一部を、町のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 前項の規定により公表する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 物件の種類
- (3) 賃貸及び売却の別
- (4) 所在地（字名まで）
- (5) 設備状況
- (6) 写真
- (7) その他必要な情報

(利用希望者の要件)

第7条 利用希望者は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 新たに農業を開始し、原則として農業用施設を所有していない就農希望者
- (2) 農業を営んでおり、規模拡大等により利用を希望する者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用申込み)

第8条 利用希望者は、農業用施設等情報バンク利用申込書（別記様式第7号）に誓約書（別記様式第8号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みがあった場合で、前条の要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者に同項の農業用施設等情報バンク利用申込書の写しを送付し、利用申込みがあったことを連絡するものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 町長は、物件登録者と利用希望者との農業用施設等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者は、施設バンクに登録された農業用施設等に係る売買等の交渉が終了したときは、その結果について、農業用施設等情報バンク交渉結果報告書(別記様式第9号)により町長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。